

■軽自動車税（種別割）の納期限は6月2日（月）です

①軽自動車税（種別割）の減免

障がいのある方で一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。また、軽自動車税（種別割）の減免は毎年申請が必要です。申請されない場合は、減免を受けられなくなります。

●申請期間 納付書が届いた日～6月2日（月）

●申請場所 税務出納課町民税係

●申請の際に持参いただくもの

①申請者の個人番号がわかるもの、または身体障害者手帳など障がい状態がわかるもの

②免許証

免許情報が記載されたマイナンバーカード（以下、マイナ免許証）の場合に必要なもの

・マイナ免許証

・マイナ免許証の暗証番号（4桁）

※窓口専用のアプリを使用して免許情報を読み取らせていただきます。読み取った免許情報は、必要な項目を書き写させていただきます。

③軽自動車税（種別割）の納付書または納税通知書

※家族が運転する場合は、運転する方の免許証もお持ちください。

②軽自動車税（種別割）を口座振替される方

軽自動車税（種別割）を口座振替で納められた方の車検時に必要な納税証明書は6月中旬に発送します。ただし、発送までの間に車検を受けられる方には随時発行します。引き落としの確認時間を短くするため、引き落としの確認ができる預金通帳を記帳してご持参の上、税務出納課町民税係までおいでください。

③軽自動車税（種別割）を納付書で納付される方へ

納付書の右端が、車検時に必要な「軽自動車（種別割）納税証明書（継続検査用）」になりますので、車検のある方はなくさないように注意してください。

万が一なくされた場合は、税務出納課町民税係で再発行できますので、納付が確認できるもの（領収書など）をご持参の上、おいでください。（町で納付の確認ができるまで、納付された場所が金融機関の場合2～7日程度、コンビニエンスストア・スマホ決済の場合は2～3週間程度かかります。）

※軽自動車の車検のためにすぐに納税証明書が必要な方は、スマホ決済は利用せずに、納付書裏面に記載の納付場所の窓口で納めてください。

●口座振替加入促進キャンペーン

【問い合わせ】税務出納課収納係 ☎ 85-6106

- 対象税目 ①町県民税（普通徴収） ②固定資産税 ③軽自動車税
④国民健康保険税（普通徴収） ⑤介護保険料 ⑥後期高齢者医療保険料
※期間中、契約者1人につき1回限りです。

【次の場合は対象外となります】

法人および団体 / 滞納がある方 / 振替口座の変更のみの場合 / 登録済みの口座を解約し、再度申し込まれた場合 / 申し込まれた町税がすでに口座振替登録されていた場合

●申込方法は下記の2通りになります。

①役場窓口でキャッシュカードを使って手続き

《持ち物》口座振替を希望する金融機関のキャッシュカード / 納税通知書など通知番号がわかるもの / マイナンバーカードなどの本人確認できるもの

②振替する口座がある金融機関で直接手続き

《持ち物》通帳などの口座番号がわかるもの / 印鑑（通帳の届出印） / 納税通知書など通知番号がわかるもの

●申込期間 令和7年7月31日（木）まで

※金融機関でお手続きされた場合は、後日記念品をお送りします。

※キャッシュカードの手続きは、一部ご利用いただけない金融機関があります。

期間中の新規申し込みの方に
先着で記念品を進呈します！

口座振替にすると…

- ・納め忘れがなくて安心！
- ・窓口に行く手間が省けるので忙しい方に便利！

利用できる金融機関

- ・山形銀行
- ・きらやか銀行
- ・山形中央信用組合
- ・山形おきたま農協
- ・荘内銀行
- ・東北労働金庫
- ・ゆうちょ銀行

令和7年度の軽自動車税（種別割）の税額（年額）について



原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車

車種区分		令和7年度 税額（年額）
原動機付自転車	50 cc以下	2,000 円
	総排気量 125cc 以下かつ 最高出力 4.0kW 以下	2,000 円
	50 cc超 90 cc以下	2,000 円
	90 cc超 125 cc以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
	特定原付 0.6kw 以下 （電動キックボード）	2,000 円
軽二輪車（125 cc超 250 cc以下）		3,600 円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000 円
専ら雪上を走行するもの		3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円
	その他のもの	5,900 円



三輪および四輪以上の軽自動車

車種区分				税額（年額）		
				(1)	(2)	(3)
軽自動車	三輪			4,600 円	3,100 円	3,900 円
	四輪以上	乗用	営業用	8,200 円	5,500 円	6,900 円
			自家用	12,900 円	7,200 円	10,800 円
		貨物用	営業用	4,500 円	3,000 円	3,800 円
			自家用	6,000 円	4,000 円	5,000 円

(1)最初の新規検査から13年を経過した車両（重課税率〔環境にやさしい「グリーン化」を推進するため、環境負荷が他に比べて大きいと考えられる車両に対する税率のこと〕適用車。）

※令和7年度は、最初の新規検査年月が平成24年3月31日以前の車両が重課税率の対象

(2)平成27年3月までに最初の新規検査を受けた、重課税率が適用されない車両（電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリンハイブリッドの車両および被けん引車が適用されない車両）

(3)平成27年4月以降に最初の新規検査を受けた車両

ー「グリーン化特例（軽課税率）について」

令和6年度中(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)に最初の新規検査を受けた車両で、次の基準を満たすものについて、令和7年度分に限り軽自動車税（種別割）を軽減する特例措置が適用されます。

●対象車

(ア)電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成21年度排出ガス10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合車）

(イ)営業用乗用：令和2年度燃費基準達成
かつ令和12年度燃費基準90%

(ウ)営業用乗用：令和2年度燃費基準達成
かつ令和12年度燃費基準70%

※(イ)(ウ)については、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の軽自動車に限ります。

また、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

車種区分				税額（年額）		
				(ア) おおむね 75%軽減	(イ) おおむね 50%軽減	(ウ) おおむね 25%軽減
軽自動車	三輪			1,000 円	2,000 円	3,000 円
	四輪以上	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
			自家用	2,700 円	対象外	対象外
		貨物用	営業用	1,000 円	対象外	対象外
			自家用	1,300 円	対象外	対象外

令和7年度の所得証明および課税証明書などの発行開始日

【特別徴収の方】 5月15日（木）

給与所得者の方の納税方法で、年税額を12回（6月から翌年5月まで）に分け、会社など（特別徴収義務者）が月々の給与から天引きで徴収し納税していただく方

【普通徴収の方】 6月13日（金）※年金特別徴収の方を含む

①自営業者の方などの納税方法で、年税額を4期（納期限は、6月30日（月）、9月1日（月）、10月31日（金）、12月26日（金））に分けて自分で納税していただく方

②年金特別徴収の方…年金所得者で年金からの天引きで納税していただく方

令和7年度の所得証明書には令和6年中の所得、課税および非課税証明書などには令和6年中の所得に対する課税額が記載されます。

※令和7年1月1日現在、白鷹町に住所のある方で所得の申告がある方に発行できます。

※所得の申告がない場合は別途申告書の提出が必要となります。（税務出納課へ申告書を提出してください。）